平成２８年（フ）第３８６号
新潟市西区善久938番地11
債務者　五十嵐正美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９１号
新潟市中央区京王３丁目13番24号　サントピア京王Ｂ－５号
債務者　稲葉　龍太
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９２号
新潟市中央区京王３丁目13番24号　サントピア京王Ｂ－５号
債務者　稲葉　章子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７２号
長野市大字鶴賀上千歳町1412番地５　中部ちとせビル502号
債務者　西澤　勝江
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６１号
名古屋市中川区中島新町３丁目1613番地　メゾンあづま203
債務者　川口　知美
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７２２号
名古屋市中村区藤江町３丁目３番地　メルベーユ朝日108号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号（笹島寮）
債務者　加藤美津子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１１号
名古屋市中川区高畑３丁目225番地　シャルダン三矢201号
債務者　新歩　美聡
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０９号
大津市竜が丘12番12号
債務者　上野　弘美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１２号
滋賀県湖南市岡出２丁目14番27号
債務者　若林　佑樹
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７１号
滋賀県草津市笠山５丁目３番65―1309号　メゾンドール瀬田・公園都市Ｉ番館、前住所滋賀県草津市笠山５丁目３番65―1102号　メゾンドール瀬田・公園都市
債務者　井上　博之
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２８４号
滋賀県草津市駒井沢町376番地11　コンフォートＭ１　１Ｂ号
債務者　福田　桂大
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９３号
大津市美空町１番13―203号
債務者　森田　美紀
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９８号
大津市二本松４番33号
債務者　辻　　和誠
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９９号
横浜市青葉区青葉台２丁目31番地６　モアリッシェル青葉台205
債務者　穂積　咲希
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０２号
滋賀県草津市大路１丁目６番17号
債務者　朴泰広こと松山泰広こと韓酒場ぱくこと居酒屋ぱくこと　朴　　泰弘
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０９号
大津市大石中５丁目７番５号
債務者　瀧本佐千代
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１２号
滋賀県甲賀市甲南町新治2099番地３―201号、前住所滋賀県甲賀市甲南町新治1302番地
債務者　森岡　　亮（旧姓長谷田）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部